

公益財団法人久留米地域地場産業振興センター清掃業務委託仕様書

1. 清掃業務委託場所

久留米市東合川五丁目8番5号

公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター

2. 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(年末年始の12月29日から1月3日を除く)

3. 清掃業務委託概要

- (1) この清掃業務の委託は、清掃作業要領に基づき、清掃業務委託場所の清掃を行うものである。
- (2) 受託者は、誠意をもって清掃業務委託場所の美観保持について最善の注意をもって受託業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、清掃作業要領に記載なくとも、必要に応じ係員の指示があった場合は、契約金額を変更することなく、指示に従い、実施するものとする。
- (4) 作業に使用する機械器具、薬品等は、実験済みの優良品、又は一流メーカー品とし、係員の検査を受けるものとする。
- (5) 作業員は、受託者社名入りの統一した衣服を着用するものとする。
- (6) 業務執務中、破損箇所および機械器具の故障を発見した場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。
- (7) 清掃作業に使用する機械器具、指定ごみ袋、消耗品、石鹼類、薬品等は全て受託者の負担とする。ただし、トイレットペーパー、マット等は含まない。
- (8) 日常清掃業務は、年末年始を除いて作業員を毎日常駐させ、午前8時30分から午後4時00分までの内に完了させなければならない。また、実施にあたっては委託者の執務に支障がないようを行うこととする。
尚、常駐作業員が欠勤する場合は前もって委託者に連絡し、代替作業員の派遣を速

やかに行うものとする。

(9) 随時清掃業務は、清掃作業要領に基づき係員の指示に従って適切に行うこと。

(10) 特殊清掃業務は、清掃作業要領に基づき係員の指示に従って適切に行うこと。

(11) 作業員は午前8時30分に施設を開錠し、その後通常の清掃業務を行うこと。作業員には、施設の鍵を所持させ、作業員は所持している鍵について、厳重に保管するとともに委託者が特に必要と認めた場合を除き、他人または第三者に譲渡もしくは貸与してはならない。紛失した場合は、受託者の責任によりそれを弁償しなければならない。また、作業員は、委託者から要求があれば、鍵を委託者に返還しなければならない。

(12) その他、上記以外の作業が発生した場合は、その都度委託者・受託者双方で協議のうえ決定する。